

1 株式会社コジット

別 表

番号	商品	表示期間	表示内容
1	ヘナ白髪かくし ブラウン	平成15年2月ころ ～平成18年7月ころ	【包装箱・表面】 「髪にやさしい 天然 インドヘナ配合」,「植物色素で髪を傷めずにはえぎわの白髪をサッとお手入れ。」と記載 【包装箱・裏面】 「天然 髪にやさしい インドヘナ 配合」,「天然の植物色素で髪や頭皮を傷めずにはえぎわの白髪をカラーリング。」「ヘナとは? インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色に。」と記載
2	ヘナ白髪かくし ブラック	平成15年2月ころ ～平成18年7月ころ	【包装箱・左側面】 「天然 インドヘナ 配合」と記載
3	ヘナヘアクリーム ブラウン	平成16年3月ころ ～平成19年1月ころ	【包装箱・表面】 「ヘナ（植物色素）とイオンカラー（カラー成分）で、髪を傷めず根元から自然な色に!」,「天然 髪にやさしい インドヘナ + 新成分 イオンカラー 配合」と記載
4	ヘナヘアクリーム ブラック	平成16年3月ころ ～平成18年11月ころ	【包装箱・裏面】 「ヘナ（天然の植物色素）+新成分イオンカラー（カラー成分）で髪を傷めず根元から自然な色に。」と記載
5	ヘナヘアクリーム ライトブラウン	平成16年3月ころ 以降	【包装箱・左側面】 「インドヘナ + イオンカラー」,「ヘナとは? インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色にしていきます。」と記載
6	ヘナヘアクリーム ダークブラウン	平成16年11月ころ ～平成18年11月ころ	【包装箱・右側面】 「インドヘナ + イオンカラー」と記載
7	ヘナヘアクリーム アッシュブラウン	平成17年6月ころ 以降	
8	ヘナヘアクリーム ピンクブラウン	平成17年6月ころ 以降	
9	ヘナスティック 白髪かくし ブラウン	平成16年7月ころ ～平成18年11月ころ	【包装箱・表面】 「髪にやさしい 天然 インドヘナ + ログウッドエキス 配合」と記載 【包装箱・裏面】 「天然 インドヘナ + ログウッドエキス 配合」,「天然の植物色素配合。髪を傷めずにはえぎわの白髪をカラーリング」,「ヘナとは インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色に。」と記載
10	ヘナスティック 白髪かくし ブラック	平成16年7月ころ ～平成19年4月ころ	
11	ヘナクイックカラーフォーム ブラック	平成17年7月ころ 以降	【包装箱・表面】 大きく「HENNA」,「天然ヘナ+カーボンカラー 配合」,「ヘナとカーボンカラーでカラースタイル!」と記載 【包装箱・裏面】 「天然ヘナ+カーボンカラー配合」,「天然ヘナとカーボンカラーで、自然にカラーリング。」と記載
12	ヘナクイックカラーフォーム ダークブラウン	平成17年7月ころ 以降	【包装箱・左側面】 「ヘナとは? ヘナとは、インド・エジプトなどの熱帯地に多く自生する低木。古代より髪や身体を染める天然染料として使われており、現在ではトリートメント効果が注目されています。自然の植物からできているので“お肌にもやさしい”というのが最大の特徴です。」と記載 【容器・表面】（包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分） 大きく「HENNA」と記載

2 三宝商事株式会社

番号	商品	表示期間	表示内容
1	ヘナカラーリング ヘアクリーム ブラウン	平成16年8月ころ～平成19年2月ころ	【包装箱・表面】 大きく「Hena」,「ヘナ」のトリートメント効果とカラーリング効果を生かした、年齢とともに細くなってくる髪にハリとツヤを取り戻しながら、少しずつ自然な栗色に着色してゆくヘアクリーム。」と記載
2	ヘナカラーリング ヘアクリーム ブラック	平成16年8月ころ～平成19年2月ころ	【包装箱・表面】 大きく「Hena」,「ヘナ」のトリートメント効果とカラーリング効果を生かした、年齢とともに細くなってくる髪にハリとツヤを取り戻しながら、少しずつ自然な黒色に着色してゆくヘアクリーム。」と記載
3	ヘナカラーリング フォーム ブラウン	平成17年2月ころ～平成19年2月ころ	【包装箱・表面】 大きく「Hena」と記載 【包装箱・左側面】 「ヘナのカラーリング効果 白髪を自然な栗色に」と記載 【容器・表面】(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分) 大きく「Hena」と記載
4	ヘナカラーリング フォーム ブラック	平成17年2月ころ～平成19年2月ころ	【包装箱・表面】 大きく「Hena」と記載 【包装箱・左側面】 「ヘナのカラーリング効果 白髪を自然な黒色に」と記載 【容器・表面】(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分) 大きく「Hena」と記載

3 株式会社純ケミファ

番号	商品	表示期間	表示内容
1	ナチュラルカラー トリートメント NB (ナチュラル ブラウン)	平成16年2月ころ～平成18年12月ころ	【容器・表面】 大きく「Henna」,「天然ヘナ成分配合」,「天然ヘナ成分配合で髪のダメージをケアしながら、自然なカラーリング」と記載 【容器・裏面】 「天然ヘナ成分でカラーリングしながら髪のダメージをケア」と記載
2	ナチュラルカラー トリートメント DB (ダークブラ ウン)	平成17年7月ころ～平成18年12月ころ	
3	ナチュラルカラー トリートメント DG (ダークグレイ)	平成17年7月ころ～平成18年12月ころ	

4 株式会社ゲンキ

番号	商品	表示期間	表示内容
1	プラセナトリート メントカラー ナチュラルブラウ ン	平成17年1月ころ～平成18年10月ころ	【包装箱・表面】 「henna」,「天然ヘナ配合 髪に優しい仕上がり」,「天然「ヘナ」配合 髪に自然なうるおい トリートメントカラー」と記載 【包装箱・裏面】 「henna」,「天然「ヘナ」配合で髪にうるおい、傷めず簡単カラーリング」,「ヘナとは? インドを中心に原生しているミソハギ科の植物。その歴史は古く、古代エジプトにおいてはその染色効果・トリートメント効果を利用して、様々な化粧品に応用されていました。」と記載 【容器・表面】(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分) 「天然「ヘナ」配合 髪にうるおい 傷めず簡単カラー」と記載
2	プラセナトリート メントカラー ナチュラルブラッ ク	平成17年1月ころ～平成18年10月ころ	
3	プラセナトリート メントカラー ダークブラウン	平成18年2月ころ～平成18年10月ころ	

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 （省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条「景品類の制限及び禁止」の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項「不当な表示の禁止」の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2及び3 （省略）

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（抜粋）

（平成一五年五月二三日法律第四五号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定（「第四条」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第四条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行後にした表示について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行前にした表示については、なお従前の例による。